



● は当社地域統括拠点

—— しなやかに、限りなく
MOTION & CONTROL——

(第155期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第155期 報告書

平成27年(2015年)4月1日から
平成28年(2016年)3月31日まで

日本精工株式会社

目次 | CONTENTS

事業報告	2
1 企業集団の現況に関する事項	2
2 会社の株式に関する事項	13
3 会社の新株予約権等に関する事項	14
4 会社役員に関する事項	16
5 会計監査人の状況	22
6 会社の体制及び方針	23
連結計算書類	34
計算書類	38
監査報告	41
ご参考	45

企業理念

NSKは、MOTION & CONTROLを通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めます。

経営姿勢

- ① 世界をリードする技術力によって、顧客に積極的提案を行う。
- ② 社員一人ひとりの個性と可能性を尊重する。
- ③ 柔軟で活力のある企業風土で時代を先取りする。
- ④ 社員は地域に対する使命感をもとに行動する。
- ⑤ グローバル経営をめざす。

(NSK企業理念体系より)

● 期末配当について

当期の期末配当金は下記のとおりです。

1. 期末配当金 **1株につき17円**
2. 期末配当の効力発生日 並びに支払開始日 **平成28年6月3日(金)**

※ 連結決算ハイライト<ご参考>

売上高

平成27年3月期

9,749億円

前期比

+0.0%

平成28年3月期

9,753
億円

営業利益

平成27年3月期

973億円

前期比

△2.7%

平成28年3月期

947
億円

経常利益

平成27年3月期

910億円

前期比

+3.3%

平成28年3月期

940
億円

親会社株主に帰属する当期純利益

平成27年3月期

620億円

前期比

+8.4%

平成28年3月期

672
億円

❖ ごあいさつ



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第155期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の報告書をお届けいたしますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

当社は、本年11月に創立100周年を迎えます。これまでの歴史を振り返り、次の100年に向けNSKグループが持続的に成長していくことをめざしていきます。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

取締役 代表執行役社長 内山 俊弘

❖ 事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

〔1〕事業の経過及びその成果

当社グループは、平成28年の創立100周年に向け、「売上高1兆円を支える企業基盤の確立」をビジョンとする3年間の中期経営計画に平成25年4月より取り組んできました。事業戦略としては「収益重視の成長」、経営基盤の強化に向けては「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を推進してきました。

当連結会計年度の世界経済を概観すると、日本経済は原油安や各種政策効果はあるものの、年初来の急激な円高もあり全体として景気は不透明感が増してきました。米国経済は個人消費を中心に堅調に推移しました。欧州では、ユーロ圏を中心に景気の緩やかな回復の傾向が続きました。また、中国は経済成長の減速傾向が続き、その

他アジアでは一部持ち直しの兆しが見られるものの景気の足踏み状態が続きました。

このような経済環境下、当連結会計年度の売上高は9,753億円(前期比+0.0%)となりました。営業利益は947億円(前期比△2.7%)、経常利益は940億円(前期比+3.3%)となりました。税金費用、非支配株主利益等を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は672億円と前期に比べて8.4%の増益となりました。

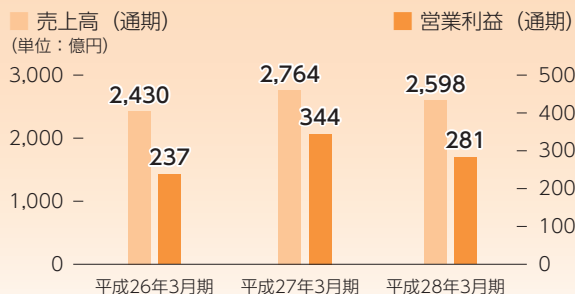
当社グループのセグメントごとの市場環境と業績は次のとおりです。

セグメント別の概況

産業機械事業

〈ご参考〉

売上高・営業利益推移



売上高

2,598 億円
(前期比6.0% ▲)

営業利益

281 億円
(前期比18.2% ▲)

産業機械事業

26.6%

売上高

①産業機械事業

産業機械関連需要は、新興国を中心とした景気減速の影響を受け減少しました。地域別にみると、日本では、工作機械向けを中心に減収となりました。米州はアフターマーケット向けの売上高が減少しました。欧州においては、家電向けの売上高は増加しましたが、アフターマーケット向け等の低迷もあり減収となりました。中国では、風力発電向けなどで増収となりましたが、電機向けを中心に売上高が減少しました。その他アジアでは、総じて需要が低迷し減収となりました。

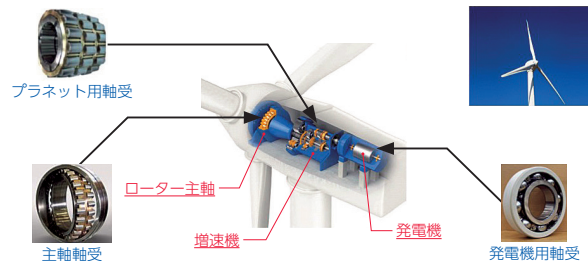
この結果、産業機械事業の売上高は2,598億円(前期比△6.0%)、営業利益は281億円(前期比△18.2%)となりました。

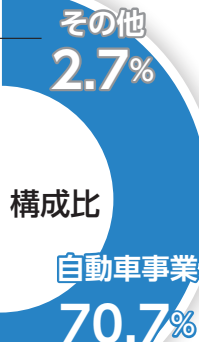
製品使用例〈ご参考〉

風力発電に使われているNSK製品

風力発電は、地球温暖化の原因となるCO₂を発生させないクリーンエネルギーとして、世界各国で急速に普及しています。

NSKは1990年代後半から、いち早く欧州の風力発電向けに納入を開始しました。現在では、米国、中国、インドなどへも軸受を供給し、地球環境保全に貢献しています。

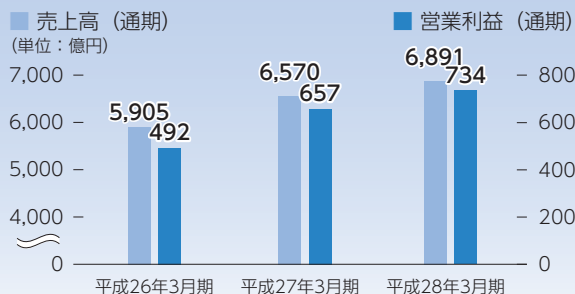




自動車事業

〈ご参考〉

売上高・営業利益推移



売上高

6,891 億円
(前期比4.9% ▲)

営業利益

734 億円
(前期比11.7% ▲)

②自動車事業

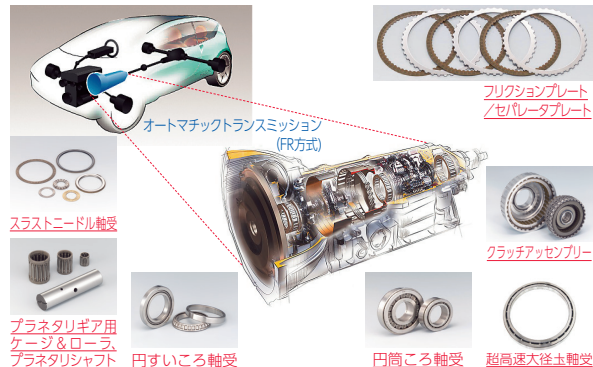
自動車需要は、グローバルに緩やかな拡大が続きまし
た。日本では、軽自動車の販売不振もあり当社グループ
の売上高が減少しました。米州は北米市場が堅調に推移
し電動パワーステアリング(EPS)・自動車軸受ともに増
収となりました。欧州は自動車市場の緩やかな回復が続
き売上高が増加しました。中国では、自動車市場の成長
鈍化がみられたものの、小型車優遇税制効果もあり増収
となりました。その他アジアにおいては、各国の市場に
ばらつきがありましたがEPSを中心に売上高が増加しま
した。

この結果、自動車事業の売上高は6,891億円(前期比
+4.9%)、営業利益は734億円(前期比+11.7%)となり
ました。

製品使用例〈ご参考〉

トランスミッション(変速機)を支えるNSK製品

NSKの製品は、MTからAT、CVT、DCT、HEV、EV、FCVとあら
ゆる変速機型式に採用されています。4つのコアテクノロジー(ト
ライボロジ、材料、解析、メカトロ)をベースに、摩擦損失低減や小型・
軽量化で、環境に配慮したクルマ社会の実現に貢献しています。



〔2〕設備投資の状況

当社グループは、「収益重視の成長」を事業戦略の基本方針として、新興国での事業拡大や、生産力・技術開発力の強化、ITインフラ基盤の刷新等の施策を展開しています。当連結会計年度の設備投資は、生産基盤強化の投資に注力しながら、グローバルに拡大するニードル事業と、新興国を中心に増強投資を行いました。この結果、前期と比べて52億円増の544億円の投資を実施しました。

産業機械事業は、日本では、生産性向上を狙い藤沢工場等の生産拠点の再編成を開始し、また小径事業基盤強化を中心に海外へ投資を行い、合計165億円の投資となりました。

自動車事業では、日本及び中国でニードル軸受の需要拡大に対する増強投資と、生産性向上を目的とした投資を行いました。また電動パワーステアリング(EPS)に対する投資をグローバルに行い、自動車事業の投資は、合計343億円となりました。

その他の事業では、鋼球を中心に、日本及び海外工場で36億円の投資を実施しました。

(単位：億円)

セグメント	平成28年3月期 設備投資額
産業機械事業	165
自動車事業	343
その他	36
合計	544

〔3〕資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資及び運転資金については、自己資金及び金融機関からの借入を充当しました。

当期末における借入金及び社債の残高は、自己資金を取崩し一部を返済したことから、前期末に比べて482億円減少し、2,782億円となりました。

〔4〕対処すべき課題

企業価値の向上

当社は、平成28年(2016年)11月8日に創立100周年を迎えます。当社グループの企業理念の実現に向けて、創立100周年から10年後に目指していく姿を「NSKビジョン2026(あたらしい動きをつくる)」として策定しました。

また当社グループは、この「NSKビジョン2026」の下、本年度から始まる3ヶ年の第5次中期経営計画をスタートさせました。この中期経営計画では、「次の100年に向けた進化のスタート」をスローガンとし、「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーション&チャレンジ(あたらしい価値の創造)」を方針に据えて、持続的成長、収益力基盤の再構築、新成長領域確立の3つの経営課題に取り組んでいきます。

なお、「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」の施策として、

- ・事業の競争力の追求
- ・効率経営の追求
- ・人づくり、モノづくり

「イノベーション&チャレンジ(あたらしい価値の創造)」の施策としては、

- ・次の成長への種まき
- ・モノづくりの革新
- ・新商品、新領域技術の開発

を推進していきます。

また、当社は、当社事業を通じ機械製品のエネルギーロスを削減することで、地球環境の保全と持続可能な社会の発展に向けた貢献を果たすために、環境経営のレベルアップに取り組んでいきます。

当社は、関連法令を遵守すると共に社会の一員としての高い倫理観を持って行動することで、顧客や地域社会等の様々なステークホルダーから信頼される企業として発展し続けることを目指しており、コンプライアンス強化の取組みとして更なる体制・制度の整備、教育・啓発の徹底を図っていきます。

加えて当社は、執行と監督の役割を明確にすることにより、経営の透明性と健全性を高め、公正で迅速な意思決定を行なうために機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指しコーポレートガバナンス・コード等の社会的な要請を踏まえたガバナンス体制の強化に取り組んでいきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

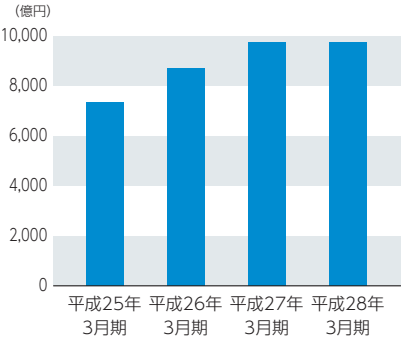
(5) 財産及び損益の状況の推移

	第152期 (平成25年3月期)	第153期 (平成26年3月期)	第154期 (平成27年3月期)	第155期 (平成28年3月期)
売上高	732,842百万円	871,742百万円	974,885百万円	975,319百万円
経常利益	30,310百万円	66,785百万円	91,002百万円	93,964百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	15,739百万円	31,167百万円	61,962百万円	67,169百万円
純資産	340,812百万円	382,155百万円	481,859百万円	473,560百万円
総資産	882,547百万円	1,000,932百万円	1,129,164百万円	1,038,218百万円
1株当たり純資産	591.36円	664.74円	842.69円	828.33円
1株当たり当期純利益	29.14円	57.70円	114.56円	124.06円
自己資本利益率(ROE)	5.2%	9.2%	15.3%	14.9%

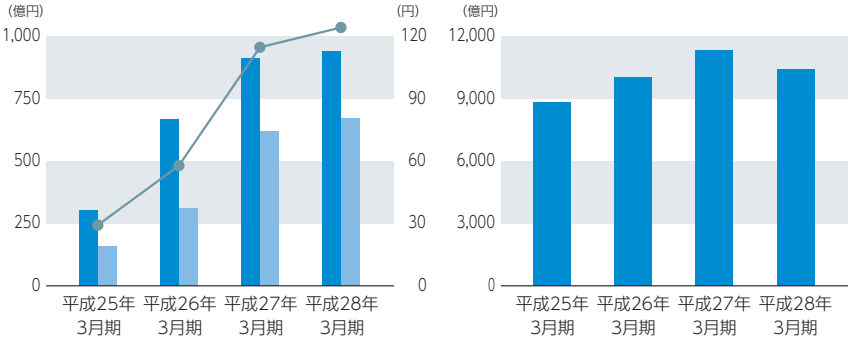
(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 「1株当たり純資産」は期末の株式数、「1株当たり当期純利益」は期中の平均株式数により算出しています。

<ご参考>

■売上高



■経常利益 ■親会社株主に帰属する当期純利益 ■総資産
●1株当たり当期純利益



【6】重要な子会社の状況(平成28年3月31日現在)

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	事業の内容
NSKステアリングシステムズ株式会社	7,500百万円	100.0%	自動車部品の製造
NSKニードルベアリング株式会社	720百万円	(注) 3 (98.1%)	自動車軸受の製造
株式会社天辻鋼球製作所	2,101百万円	100.0%	鋼球の製造・販売
NSKアメリカズ社	195,700千米ドル	(注) 3 (100.0%)	米州関係会社の統括
NSKブラジル社	1,800千リアル	(注) 3 (100.0%)	産業機械軸受等の製造・販売
NSKヨーロッパ社	90,364千ユーロ	(注) 3 (100.0%)	欧州関係会社の統括
NSK中国社	1,684,009千中国元	100.0%	中国関係会社の統括、軸受等の販売
NSK昆山社	701,608千中国元	(注) 4 63.3% (85.0%)	自動車軸受等の製造
NSKベアリング・インドネシア社	45,000千米ドル	100.0%	産業機械軸受等の製造
NSK韓国社	30,000百万ウォン	100.0%	産業機械軸受等の製造・販売

- (注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てています。
2. 上記10社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択いたしました。
3. () 内の数字は、NSKオーバースーズ・ホールディングス株式会社（当社出資比率100.0%）の出資比率を含んでいます。
4. () 内の数字は、中国にある関係会社の統括会社でありますNSK中国社（当社出資比率100.0%）の出資比率を含んでいます。

【7】主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

当社グループは、「産業機械事業」、「自動車事業」の二つの事業を軸に事業展開しており、「産業機械事業」については、一般産業向けの軸受、ボールねじ及びリニアガイド等の製造・販売を、「自動車事業」については、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、ステアリング及び自動変速機(AT)用部品等の製造・販売を主な事業としています。

事 業	主 要 製 品
産 業 機 械	産業機械軸受 玉軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、自動調心ころ軸受、精密軸受 精密機器関連製品 ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ
自 動 車	自動車軸受 ハブユニット軸受、ニードル軸受、円すいころ軸受、玉軸受、自動変速機(AT)用部品 自動車部品 ステアリング、電動パワーステアリング
そ の 他	鋼球、機械設備等

〔8〕 主要拠点 (平成28年3月31日現在)

〈主要販売拠点〉

地 域	名 称	所 在 地
日 本	当 社	東北支社
		宮城県仙台市
		日立支社
		茨城県水戸市
		北関東支社
		群馬県高崎市
		東京支社
		東京都品川区
		西関東支社
		神奈川県厚木市
		長野支社
		長野県諏訪市
		静岡支社
		静岡県静岡市
		名古屋支社
		愛知県名古屋市
		北陸支社
		石川県金沢市
米 州	NSKコーポレーション社	NSKプレジジョン・アメリカ社
		Indiana, U.S.A.
		NSKステアリングシステムズ・アメリカ社
		Vermont, U.S.A.
		NSKカナダ社
欧 州	NSK UK社	NSKドイツ社
		Ratingen, Germany
		NSKフランス社
		Guyancourt, France
		NSKイタリア社
アジア	NSK中国社	NSKポーランド社
		Kielce, Poland
		NSK中国社
		中国 昆山市
		NSKベアリング・マニュファクチャリング (タイ) 社
	サイアムNSKステアリングシステムズ社	Chonburi, Thailand
		NSK韓国社
		韓国 ソウル市

〈主要生産拠点〉

地 域	名 称		所 在 地
日 本	当 社	藤沢工場	神奈川県藤沢市
		福島工場	福島県東白川郡
		大津工場	滋賀県大津市
		石部工場	滋賀県湖南市
		埼玉工場	埼玉県羽生市
	NSKマイクロプレシジョン株式会社		神奈川県藤沢市
	日本精工九州株式会社		福岡県うきは市
	井上軸受工業株式会社		大阪府富田林市
	NSKステアリングシステムズ株式会社		群馬県前橋市
	NSKニードルベアリング株式会社		群馬県高崎市
米 州	NSKワーナー株式会社		静岡県袋井市
	株式会社天辻鋼球製作所		大阪府門真市
	NSKマシナリー株式会社		埼玉県久喜市
	NSKコーポレーション社		Indiana, U.S.A.
	NSKプレシジョン・アメリカ社		Indiana, U.S.A.
欧 州	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社		Tennessee, U.S.A.
	NSKブラジル社		Suzano, Brazil
	NSKベアリング・ヨーロッパ社		Durham, U.K.
	NSKベアリング・ポーランド社		Kielce, Poland
アジア	NSKステアリングシステムズ・ポーランド社		Walbrzych, Poland
	NSK昆山社		中国 昆山市
	NSKステアリングシステムズ東莞社		中国 東莞市
	NSK万達ステアリングシステムズ杭州社		中国 杭州市
	NSKベアリング・インドネシア社		Bekasi, Indonesia
	NSKベアリング・マニュファクチャリング（タイ）社		Chonburi, Thailand
	サイアムNSKステアリングシステムズ社		Chachoengsao, Thailand
	ラネーNSKステアリングシステムズ社		Haryana, India
	NSK韓国社		韓国 昌原市

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

世界に広がるNSKグループのネットワーク<ご参考>



	販売拠点	生産拠点	研究・開発拠点
日本	32	21	6
アメリカ	10	7	1
カナダ	3	—	—
メキシコ	1	1	—
ブラジル	5	1	1
ペルー	1	—	—
アルゼンチン	1	—	—
小計(米州)	21	9	2
イギリス	2	4	1
ドイツ	2	1	1
フランス	1	—	—
イタリア	1	—	—
オランダ	1	—	—
スペイン	1	—	—
ポーランド	3	4	1
ロシア	1	—	—
トルコ	1	—	—
アラブ首長国連邦	1	—	—
南アフリカ	1	—	—
小計(欧州)	15	9	3

	販売拠点	生産拠点	研究・開発拠点
中国	18	12	1
台湾	3	—	—
シンガポール	2	—	—
インドネシア	2	3	—
タイ	6	2	1
マレーシア	4	2	—
ベトナム	1	—	—
オーストラリア	4	—	—
ニュージーランド	1	—	—
インド	9	4	—
韓国	2	2	1
小計(アジア)	52	25	3
合計	120	64	14

(平成28年3月31日現在)

〔9〕従業員の状況(平成28年3月31日現在)

事業	従業員数	前期末比増減数
産業機械	10,275名 (2,024名)	66名増 (105名減)
自動車	18,418名 (1,826名)	570名増 (65名増)
全社(共通)・その他	2,894名 (383名)	137名減 (18名減)
合計	31,587名 (4,233名)	499名増 (58名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。
2. 臨時従業員数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

〔10〕主要な借入先(平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	64,151百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	55,251百万円
富国生命保険相互会社	16,000百万円
株式会社横浜銀行	14,690百万円
日本生命保険相互会社	14,555百万円
明治安田生命保険相互会社	13,500百万円

- (注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

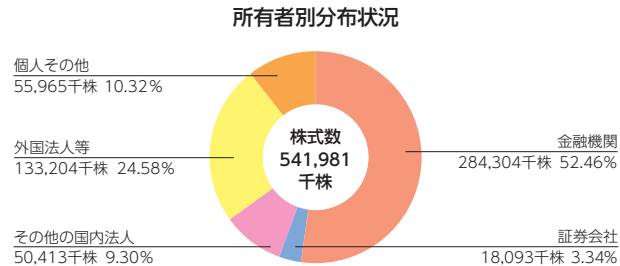
2 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- 〔1〕発行可能株式総数 1,700,000,000株
- 〔2〕発行済株式の総数 541,981,333株 (自己株式9,286,771株を除く)
- 〔3〕株主数 28,467名
- 〔4〕大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	48,879千株	9.01%
明治安田生命保険相互会社	27,626千株	5.09%
富国生命保険相互会社	27,600千株	5.09%
日本生命保険相互会社	27,518千株	5.07%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	25,001千株	4.61%
株式会社みずほ銀行	18,211千株	3.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	10,709千株	1.97%
トヨタ自動車株式会社	10,000千株	1.84%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	8,675千株	1.60%
日本精工取引先持株会	7,224千株	1.33%

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。
2. 持株比率は自己株式 (9,286,771株) を控除して計算しています。

株主分布状況<ご参考>



3 会社の新株予約権等に関する事項

〔1〕当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

権 利 行 使 期 間		①		②		③	
		平成23年8月30日 ～平成28年8月29日		平成26年8月22日 ～平成31年8月21日		平成27年8月21日 ～平成37年7月29日	
付与 対象者 区分	取締役 (社外取締役を除く)	5名	80個	8名	179個	8名	2,000個
	社外取締役	0名	0個	2名	16個	4名	320個
	執行役	12名	92個	29名	299個	29名	3,540個
目的となる株式の種類		普通株式		普通株式		普通株式	
目的となる株式の数		172,000株		494,000株		586,000株	
新株予約権の発行価額		払込みを要しない		払込みを要しない		払込みを要しない	
1株当たりの行使価額		831円		1,431円		1,806円	

(注) 1. ①は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、定時株主総会にて承認いただいたものです。
2. ②、③は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役会にて決議したものです。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、①、②は1,000株、③は100株です。
4. 執行役を兼務する取締役については、取締役として記載しています。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

行 使 期 間		平成27年8月21日～平成37年7月29日	
発 行 し た 新 株 予 約 権 の 数		8,200個	
交 付 者 数 及 び 個 数		109名	8,200個
付 与 対 象 者 区 分	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	8名	2,000個
	社 外 取 締 役	4名	320個
	執 行 役	29名	3,540個
	使 用 人	56名	1,680個
	関 係 会 社 の 取 締 役	12名	660個
目 的 と な る 株 式 の 種 類		普通株式	
目 的 と な る 株 式 の 数		820,000株	
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額		払込みを要しない	
1 株 当 た り の 行 使 価 額		1,806円	

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株です。
2. 新株予約権の行使条件
- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日（但し、権利行使期間内）までに限り、行使することができます。
- ② 新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができます。但し、一部を行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとします。
3. 新株予約権の取得条件
- ① 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記（注）2.①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要な場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、新株予約権を無償で取得できるものとします。
4. 執行役を兼務する取締役については、取締役として記載しています。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(平成28年3月31日現在)

①取締役の兼職状況等

氏 名	担当及び重要な兼職の状況
大 塚 紀 男	
内 山 俊 弘	指名委員会委員長
松 原 正 英	
満 江 直 樹	
野 上 宰 門	報酬委員会委員
鈴 木 茂 幸	
新 井 稔	
市 川 達 夫	監査委員会委員
金 和 明	報酬委員会委員、株式会社IHI 代表取締役会長、(一財)日本航空機エンジン協会 代表理事、 極東貿易株式会社 社外取締役、(公財)財務会計基準機構 理事長、 中央職業能力開発協会 会長、(一社)日本航空宇宙工業会 会長、 コニカミノルタ株式会社 社外取締役
田 井 一 郎	監査委員会委員、指名委員会委員
古 川 康 信	監査委員会委員長、指名委員会委員、京成電鉄株式会社 社外取締役、 株式会社埼玉りそな銀行 社外監査役
池 田 輝 彦	報酬委員会委員長、株式会社エフエム東京 社外監査役、 みずほ信託銀行株式会社 顧問、 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役、(一財)松翁会 理事長

- (注) 1. 金和明、田井一郎、古川康信、池田輝彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 金和明、田井一郎、古川康信、池田輝彦の各氏については、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準を設けており、その内容は「第155期定時株主総会招集ご通知」11ページに記載しています。
3. 監査委員会委員長 古川康信氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 当社は、監査委員会の機能を有効かつ効率的なものとするため、社内取締役の市川達夫氏を常勤の監査委員としています。常勤の監査委員は、その職務として監査業務の執行、重要会議等への出席、執行部門からの情報収集ならびに経営監査部に対する指示・監督等を担い、これらの情報を監査委員全員で共有しています。
5. 取締役 芝本英之、鈴木和男、小原之夫の各氏は、平成27年6月24日付をもって退任しました。

②責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

〔2〕執行役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	内 山 俊 弘	コンプライアンス委員会（以下CP委員会）委員長
代表執行役専務	松 原 正 英	産業機械事業本部長、CP委員会委員
代表執行役専務	満 江 直 樹	自動車事業本部長、CP委員会委員
代表執行役専務	野 上 宰 門	管理担当、アジア担当、コーポレート経営本部長、CP委員会副委員長
執行役専務	鈴 木 茂 幸	自動車事業本部自動車軸受本部長、CP委員会委員
執行役専務	荒 牧 宏 敏	技術担当、技術開発本部長、CP委員会委員
執行役常務	波 田 安 継	自動車事業本部自動車営業本部長、CP委員会委員
執行役常務	後 藤 伸 夫	自動車事業本部自動車部品本部副本部長、 自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センター所長
執行役常務	杉 本 直 樹	産業機械事業本部副本部長、CP委員会委員、 日本精工九州株式会社取締役社長
執行役常務	神 尾 泰 宏	中国総代表、NSK中国社CEO
執行役常務	井 上 浩 二	アセアン総支配人、 NSKインターナショナル（シンガポール）社CEO、 NSKベアリング（タイ）社社長
執行役常務	バーナード・ リンゼイ	米州総支配人、NSKアメリカズ社CEO
執行役常務	池 村 幸 雄	コンプライアンス本部長、総務部長、広報部担当、CP委員会委員、 日精ビル管理株式会社取締役社長
執行役常務	中 島 秀 雄	産業機械事業本部副本部長、産業機械事業本部営業本部長、CP委員会委員
執行役常務	麓 正 忠	自動車事業本部自動車部品本部長
執行役常務	鈴 木 寛	品質保証本部長
執行役常務	新 井 稔	生産担当、環境担当、品質保証本部担当、生産本部長、生産本部調達本部長、 CP委員会委員

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役常務	宮 崎 裕 也	自動車事業本部自動車軸受本部自動車軸受技術センター所長
執行役常務	エイドリアン・ ブ ラ ウ ン	欧米担当、経営企画本部長、財務本部長、IR・CSR室担当、CP委員会委員
執行役常務	池 田 新	人事部長、CP委員会委員、 NSK人事サービス株式会社取締役社長、 NSKフレンドリーサービス株式会社取締役社長
執行役常務	小 林 克 視	自動車事業本部自動車軸受本部副本部長
執行役	小木曾 文 雄	産業機械事業本部藤沢工場長
執行役	村 田 一 成	自動車事業本部自動車営業本部副本部長（西日本地区担当）、 自動車事業本部自動車営業本部中部日本自動車部長
執行役	伊 藤 裕 之	技術開発本部未来技術開発センター所長
執行役	篠 本 正 美	技術開発本部生産技術センター所長
執行役	織 戸 宏 昌	IT業務本部長、CP委員会委員、 NSKロジスティックス株式会社取締役社長
執行役	ユルゲン・ ア ッ カ ー マ ン	欧州総支配人、NSKヨーロッパ社CEO
執行役	入 谷 百 則	自動車事業本部自動車部品本部副本部長、 NSKステアリングシステムズ株式会社取締役社長
執行役	高 山 優	自動車事業本部自動車軸受本部石部工場長、 信和精工株式会社取締役社長
執行役	伊集院 誠 司	産業機械事業本部産業機械軸受技術センター所長
執行役	三田村 宣 晶	技術開発本部総合研究開発センター所長
執行役	山之内 敬	生産本部副本部長
執行役	福 田 和 也	自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センター副所長
執行役	山 名 賢 一	財務本部副本部長、IR・CSR室副担当
執行役	市 井 明 俊	経営企画本部副本部長、CP委員会委員

- (注) 1. 内山俊弘、松原正英、満江直樹、野上宰門、鈴木茂幸、新井稔の各氏は、取締役を兼務しています。
2. 代表執行役社長 大塚紀男、代表執行役専務 芝本英之、執行役常務 ノルベルト・シュナイダー、執行役 松本保、榎本俊彦の各氏は、平成27年6月24日付をもって退任しました。

〔3〕取締役及び執行役の報酬等の額(平成28年3月31日現在)

①取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション(新株予約権)、退職金で構成され、「取締役としての報酬」と「執行役としての報酬」を別々に決定します。なお、取締役が執行役を兼務する場合は、それぞれの報酬を合算して支給します。

(イ)取締役の報酬

取締役の報酬は、原則として固定報酬とストック・オプションからなります。

i. 固定報酬

固定報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定します。

ii. スtock・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、社外取締役、社内取締役の別に応じて付与します。

iii. その他

執行役を兼務しない社内取締役には、その在任年数に応じた退職金(年金)を支給します。

(ロ)執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション、退職金からなります。

i. 固定報酬

固定報酬は、執行役の役位に応じた額を決め、また、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ii. 業績連動報酬

中期経営計画に掲げる連結売上高営業利益率、連結ROEと、単年度の数値目標としての事業利益率、キャッシュ・フロー及び品質活動を評価する指標を基準として、業績連動報酬の総額を決定します。

なお、個人別の報酬額は、その役位並びに担当する職務の業績達成度を評価して支給します。

iii. スtock・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、ストック・オプションを執行役の役位に応じて付与します。

iv. 退職金

支給された固定報酬と在任年数に基づく退職金(一時金)並びに退任時の役位と在任年数に基づく退職金(年金)を支給します。

(ハ)その他

子会社、関係会社等の別の会社役員に就任している者が執行役に就任した場合には、報酬を別に定めることとします。

②取締役及び執行役の報酬等の額

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間における取締役及び執行役の報酬等の額は以下のとおりです。

	固 定 報 酬		業績連動報酬		ストック・オプション		退 職 金	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
取締役（社内）	9名	113百万円	－	－	9名	17百万円	2名	2百万円
取締役（社外）	6名	42百万円	－	－	6名	12百万円	－	－
執 行 役	38名	801百万円	33名	643百万円	39名	187百万円	32名	357百万円

- (注) 1. 取締役（社内）の報酬（退職金除く）には、執行役を兼務する者の取締役分が含まれています。
2. 業績連動報酬の額は、第155期の業績に基づいた平成28年7月1日の支払い予定額です。また、第154期の業績に基づいた平成27年7月1日の支払額は794百万円です。
3. 退職金の額は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額です。また、当事業年度中に退任した執行役3名に対する退職金は176百万円です。
4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

〔4〕 社外取締役に関する事項

①重要な兼職先と当社の関係

各社外取締役の重要な兼職先は、本報告書16ページ記載の「〔1〕取締役の氏名等」の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。各氏は、「第155期定時株主総会招集ご通知」11ページ記載の当社の定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしています。

なお、当社は株式会社IHIと取引がありますが、その取引額は当社の売上高の1%未満です。このほか、各社外取締役の重要な兼職先との間に開示すべき関係はありません。

（注）取引額については、連結売上高等をベースとしています。

②社外取締役の主な活動状況と役割

氏 名	取締役会及び担当委員会への出席状況	主 な 活 動 状 況 と 役 割
金 和 明	取締役会 90%（9回／10回） 報酬委員会100%（5回／5回）	会社経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、コンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。
田 井 一 郎	取締役会 100%（10回／10回） 監査委員会100%（10回／10回） 指名委員会100%（5回／5回）	会社経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、コンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。
古 川 康 信	取締役会 100%（7回／7回） 監査委員会100%（10回／10回） 指名委員会100%（4回／4回）	6月に取締役及び監査委員長に就任。公認会計士としての幅広い経験と専門的見地からコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点からも企業価値向上に向け適切な発言を行っています。
池 田 輝 彦	取締役会 100%（7回／7回） 報酬委員会100%（4回／4回）	6月に取締役及び報酬委員長に就任。会社経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、コンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。

5 会計監査人の状況

〔1〕会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

〔2〕当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	181百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	209百万円

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりますので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託し、対価を支払っています。
4. 当社の重要な子会社のうち、NSKアメリカズ社、NSKヨーロッパ社等8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法、あるいはこれらの法律に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。
5. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、執行役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬額の見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっています。

〔3〕会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、監査委員会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査委員会は会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

〔4〕会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

- ・株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

6 会社の体制及び方針

〔1〕 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した内容（基本方針）及びその運用状況の概要は下記のとおりです。

記

① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

〔基本方針〕

「NSKグループ経営規則」により、当社グループ全体の内部統制の向上を図り、経営の健全性・透明性を高め、経営管理を円滑に運営することを目的とし、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築します。

また、当社グループの経営及び業務についての各種規程に則り、当社グループの各部門よりその業務に係る事項、または子会社の取締役等より職務の執行に係る事項について、定期的、或いは随時報告を受けます。

監査委員会または監査委員会が指名する監査委員は、子会社から定期的に報告を受けるほか、必要に応じて子会社を訪問し、また子会社の監査役と連携し、その業務及び財産の状況を調査することができることとします。

なお、監査委員会が必要と認めたときは、監査委員の指揮の下でその業務を経営監査部に行わせることができることとします。

〔運用状況の概要〕

「NSKグループ経営規則」にグループガバナンスの基本的枠組みを定め、それに基づいた事業運営を行っています。当期は主に国内グループ会社のガバナンス体制、基本ルールの確認・整備を実施しました。

監査委員会は監査計画に基づき、国内14拠点、海外12拠点への事業所監査・視察を含め、必要な監査業務を行いました。

② 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

〔基本方針〕

「NSK企業倫理規則」、「コーポレートガバナンス規則」及び「コンプライアンス規則」により、当社グループが企業理念体系に則り当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が遵守すべき普遍的な考え方、コンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項（組織、研修体制、内部通報制度等）を定めます。また、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに内部統制の強化・充実に努め、法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止します。特に国内外の競争法については、「競争法遵守規則」の遵守を徹底させるとともに、継続的な教育・

啓発活動の推進を通じて、競争法に関するコンプライアンスの意識を醸成させること等により、違反行為をより実効的に防止します。

当社グループのコンプライアンス体制を強化するための活動を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設け、同委員会の策定した方針に基づき施策を実施する専任組織を置きます。この専任組織は、良き企業市民としての社会的責任を常に認識し行動するための教育活動等の諸施策を実施するとともにその状況を監視し、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上その他コンプライアンスの強化推進を継続的に図ります。

さらに、「財務報告に係る内部統制規則」に基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備及び運用を財務本部が、その評価を経営監査部が担い、財務報告の信頼性を確保するための合理的な保証を得られる体制を確保します。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる姿勢を貫き、反社会的勢力からの不当、不法な要求に応じず、取引関係を含め、反社会的勢力との関係を一切遮断して、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とします。

〔運用状況の概要〕

コンプライアンス体制強化、意識醸成のためにe-ラーニングや研修会を継続し、さまざまな機会を捉えトップメッセージを発信しました。また、コンプライアンス評価をグループ145拠点に実施し、その運用状況は定期的、或いは随時取締役会に報告されています。

財務報告については、財務本部が整備・運用を担い、経営監査部がその評価を行うことで信頼性を確保しています。

③ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

〔基本方針〕

「NSKグループ経営規則」により、事業運営の原則、意思決定の仕組み、事業リスクの継続的監視、当社グループ各社の業績目標及び管理に関し、当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について定めます。

〔運用状況の概要〕

「NSKグループ経営規則」等に定められた経営の枠組みに基づいて、当社執行役及び子会社の取締役等の職務分掌を明確化し運用することで効率的な経営を支えています。

経営の方針と目標を中期経営計画に定めて運用しており、当期はその最終年度としての総括を行い、新中期経営計画を取締役会において承認しました。

④ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[基本方針]

「リスク管理規則」により、執行体制上の責任者及び組織の役割を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理し、リスク管理体制を明確にします。

また、経営監査部が各部署のリスク管理の状況を監査し、監査委員会はその結果について報告を受け、定期的に取り締役に報告します。

[運用状況の概要]

「リスク管理規則」に定めたリスク管理体制に基づき、当社グループ全体のリスクを網羅的に把握し、定期的、或いは即時に報告がなされる体制を整備し、リスクを回避・軽減するための措置を講じています。これらの活動について経営監査部が監視・検証・報告を行っています。

⑤ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[基本方針]

当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書等の保存・管理規則」に定めます。

また、当社執行役及び子会社の取締役等は、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、これらの情報を閲覧に供することとします。

[運用状況の概要]

「文書等の保存・管理規則」に基づき、職務の執行に係る情報を保存・管理しています。

機密情報漏えいへの対策強化は専任組織を設置し、これに当たっています。また、情報セキュリティに関する教育をグループ会社を含め実施しました。

⑥ 監査委員会の職務の執行に必要な事項

[基本方針]

(イ) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を経営監査部とします。経営監査部員のうち若干名の使用人は専任または兼務にて監査委員会の職務を補助することとします。

(ロ) 経営監査部の執行役からの独立性及び経営監査部に対する指示の実効性の確保に関する事項

経営監査部は代表執行役社長直属の組織とし、監査対象部門から独立した組織とします。

さらに、監査委員会は組織的監査を行うために経営監査部長または所属の使用人に対し、直接指揮・命令することができ、同部長及び同部員の異動発令及び懲戒等は、事前に監査委員会の同意を得るものとします。

また、同部長及び同部員の人事評価に関して、監査委員会は意見を述べるができることとします。

(ハ) 監査委員会への報告に関する当社グループの体制

当社事業部門責任者及び当社グループの責任者等が、監査委員会が必要と認める事項につき報告する体制を構築します。特に当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、その認識の有無につき定期的に監査委員会に報告し、その事実が発生したと判断した場合には、直ちにその内容を監査委員会に報告することとします。

さらに報告を補完する手段として、監査委員会が必要と認めた当社グループの重要会議について、監査委員を出席させることができますこととします。また、執行役は当社グループにおける内部通報制度を整備し、その運用及び通報の状況について遅滞なく監査委員会または監査委員会が指名する監査委員に報告します。

上記に定められた内容または手段による報告のほか、当社グループの取締役、執行役、使用人及び監査役またはこれらの者から報告を受けた者は、監査委員会に報告を行うことができることとします。

なお、当社は、報告の形式を問わず、監査委員会に報告を行った者に対してその報告を理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、当社グループ内にその旨を周知します。

(ニ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、代表執行役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、経営監査部による内部監査の有効性を確保するため、内部監査に係る年次計画、実施状況及びその結果について、代表執行役社長に対して計画変更、追加監査または改善を勧告することができることとします。さらに、独自に顧問弁護士に委任し、また必要に応じて専門の弁護士、会計士から監査業務に関する助言を受けることができることとします。

なお、監査委員の職務の執行に関して生ずる費用について、当社はその請求に基づき、所定の方法に従って、前払または償還の手続きその他の費用または債務の処理を適正かつ速やかに行います。

[運用状況の概要]

監査委員会は、委員会の監査の方針及び年度の監査計画を作成し、日常的監査活動を行うとともに、その補助機関である経営監査部と連携の上、組織的監査を実施しています。

また、代表執行役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、経営監査部が実施する内部監査(財務報告に係る内部統制の評価を含む)の計画内容、実施状況及びその結果について報告を受け、必要と認めた場合には変更・改善の指示を行っています。

〔2〕株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っています。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えています。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をしていただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しています。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えています。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取り組み

当社は、平成28年(2016年)11月8日に創立100周年を迎えます。当社グループの企業理念の実現に向けて、創立100周年から10年後に目指していく姿を「NSKビジョン2026(あたらしい動きをつくる)」として策定しました。

また当社グループは、この「NSKビジョン2026」の下、本年度から始まる3ヶ年の第5次中期経営計画をスタートさせました。この中期経営計画では、「次の100年に向けた進化のスタート」をスローガンとし、「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーション&チャレンジ(あたらしい価値の創造)」を据えて、持続的成長、収益力基盤の再構築、新成長領域確立の3つの経営課題に取り組んでいきます。

なお、「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」の施策として、

- ・事業の競争力の追求
- ・効率経営の追求

- ・人づくり、モノづくり

「イノベーション&チャレンジ(あたらしい価値の創造)」の施策としては、

- ・次の成長への種まき
- ・モノづくりの革新
- ・新商品、新領域技術の開発

を推進していきます。

また、当社は、当社事業を通じ機械製品のエネルギーロスを削減することで、地球環境の保全と持続可能な社会の発展に向けた貢献を果たすために、環境経営のレベルアップに取り組んでいきます。

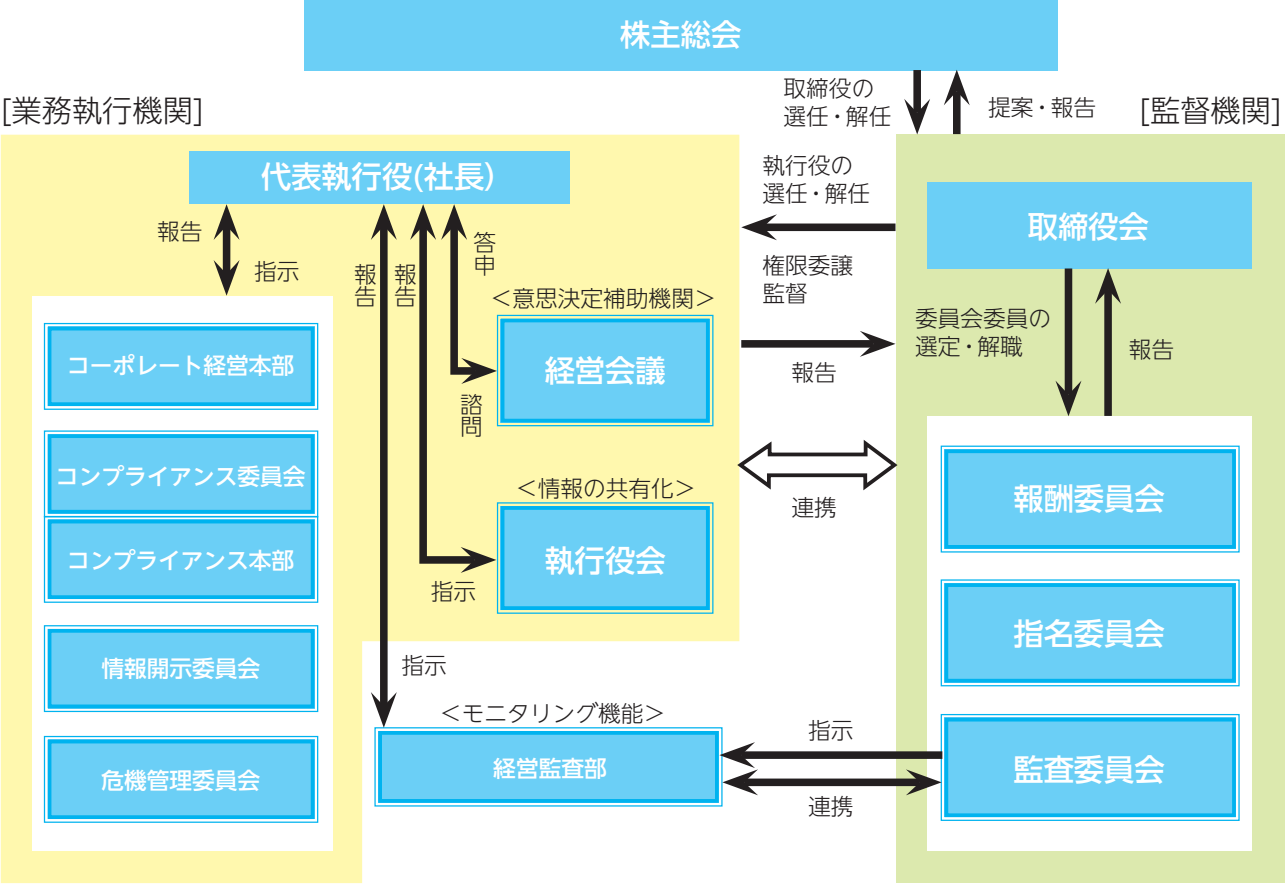
当社は、関連法令を遵守すると共に社会の一員としての高い倫理観を持って行動することで、顧客や地域社会等の様々なステークホルダーから信頼される企業として発展し続けることを目指しており、コンプライアンス強化の取組みとして更なる体制・制度の整備、教育・啓発の徹底を図っていきます。

(ロ) コーポレートガバナンスに関する取り組み

当社は、社会的責任を果たし、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、持続的に向上させるため、経営に関する意思決定の透明性と健全性の向上に積極的に取り組んできました。平成16年に当時の委員会等設置会社に移行する以前から、執行役員制度の導入、社外取締役の招聘及び任意の報酬委員会・監査委員会の設置をしてきました。現在、当社は指名委員会等設置会社であり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、経営に関する意思決定の透明性と健全性の確保に大きな役割を果たしています。

なお、当社の社外取締役については4名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

当社のコーポレートガバナンス体制及び内部統制体制は次のとおりです。



③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み(同規則第118条第3号ロ(2))として、平成20年6月25日開催の当社定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入し、その後3年の有効期

間が満了するに当たり、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)を継続いたしました。旧プランは、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、平成26年5月23日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、同年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

(イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。)、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

(ロ) 大量買付ルールの設定

i. 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続(以下「大量買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

ii. 本必要情報の提供

当社取締役会は、上記 i. の意向表明書受領後10営業日(初日不算入)以内に、大量買付者から提供していたくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「本必要情報リスト」といいます。)を当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。)の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

iii. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買

付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案作成のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見を取りまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間(初日不算入)延長できるものとします(なお、当該延長は原則として一度に限るものとします)。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動にかかる当社取締役会の決議（株主総会の決議に基づく場合を除きます。）は、取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

(二) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記（ハ）に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結の時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで（平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については、3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(<http://www.jp.nsk.com/company/governance/index.html>)に掲載しています、平成26年5月23日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記②の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記②の取り組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取り組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取り組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることにより、上記①記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記②の取り組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えています。

従いまして、上記②の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

⑤ 上記③の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記③の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるようにするために導入

されるものです。

また、上記③の取り組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できるとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる（但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。）こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。

さらに、上記③の取り組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記③の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものです。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。

従いまして、上記③の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

〔3〕 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針の一つとしています。配当については、連結ベースでの配当性向30%を目安として継続実施することを基本とし、財務状況等を勘案して決定したいと考えています。

当期の期末配当金については、1株当たり17円とさせていただきます。

なお、昨年12月1日に1株につき17円の間配当を実施いたしましたので、年間での配当金は、前期と比べて6円増配の1株につき34円となります。

連結貸借対照表

			(単位：百万円)		
			(ご参考)		
			平成28年3月期 (平成28年3月31日)	平成27年3月期 (平成27年3月31日)	平成28年3月期 (平成28年3月31日)
(資産の部)					
流動資産			531,745	573,157	
現金及び預金			80,732	76,089	
受取手形及び売掛金			176,834	189,635	
有価証券			88,589	106,141	
棚卸資産			130,564	142,171	
繰延税金資産			10,956	11,807	
その他の流動資産			46,306	49,985	
貸倒引当金			△2,237	△2,674	
固定資産			506,473	556,007	
有形固定資産			327,031	334,896	
建物及び構築物			81,033	84,999	
機械装置及び運搬具			171,696	171,335	
土地			37,751	37,836	
その他の有形固定資産			36,550	40,725	
無形固定資産			13,274	11,791	
のれん			－	111	
その他の無形固定資産			13,274	11,680	
投資その他の資産			166,167	209,319	
投資有価証券			99,301	118,672	
繰延税金資産			6,712	3,113	
退職給付に係る資産			49,898	77,361	
その他の投資その他の資産			10,572	10,550	
貸倒引当金			△318	△380	
資産合計			1,038,218	1,129,164	
(負債の部)					
流動負債			307,277	339,436	
支払手形及び買掛金			127,176	137,900	
短期借入金			79,248	116,909	
社債			20,000	－	
未払法人税等			5,047	5,804	
その他の流動負債			75,804	78,823	
固定負債			257,381	307,867	
社債			40,000	60,000	
長期借入金			138,903	149,491	
繰延税金負債			32,798	48,088	
役員退職慰労引当金			1,762	1,674	
環境対策引当金			1,751	179	
退職給付に係る負債			34,072	40,059	
その他の固定負債			8,091	8,375	
負債合計			564,658	647,304	
(純資産の部)					
株主資本			443,765	394,699	
資本金			67,176	67,176	
資本剰余金			79,127	78,938	
利益剰余金			301,411	252,667	
自己株式			△3,949	△4,083	
その他の包括利益累計額			4,812	61,347	
その他有価証券評価差額金			33,649	44,438	
為替換算調整勘定			△18,633	7,592	
退職給付に係る調整累計額			△10,202	9,316	
新株予約権			476	252	
非支配株主持分			24,505	25,560	
純資産合計			473,560	481,859	
負債及び純資産合計			1,038,218	1,129,164	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成28年3月期 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)		平成27年3月期（ご参考） (平成26年4月1日～平成27年3月31日)	
	金 額	対売上高比率 %	金 額	対売上高比率 %
売上高	975,319	100.0	974,885	100.0
売上原価	751,093	77.0	749,374	76.9
売上総利益	224,225	23.0	225,511	23.1
販売費及び一般管理費	129,498	13.3	128,183	13.1
営業利益	94,726	9.7	97,327	10.0
営業外収益	11,202	1.1	9,090	0.9
受取利息及び配当金	2,378		2,748	
持分法による投資利益	4,729		2,659	
雑益	4,094		3,683	
営業外費用	11,965	1.2	15,415	1.6
支払利息	4,728		5,059	
雑損	7,236		10,355	
経常利益	93,964	9.6	91,002	9.3
特別利益	701	0.1	－	－
投資有価証券売却益	701		－	
特別損失	4,218	0.4	3,025	0.3
独占禁止法関連損失	2,647		3,025	
環境対策引当金繰入額	1,571		－	
税金等調整前当期純利益	90,447	9.3	87,976	9.0
法人税、住民税及び事業税	20,221	2.1	20,340	2.1
法人税等調整額	△555	△0.1	2,380	0.2
当期純利益	70,781	7.3	65,255	6.7
非支配株主に帰属する当期純利益	3,611	0.4	3,293	0.3
親会社株主に帰属する当期純利益	67,169	6.9	61,962	6.4

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	67,176	78,938	252,667	△4,083	394,699
当期変動額					
剰余金の配当			△18,425		△18,425
親会社株主に帰属する当期純利益			67,169		67,169
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分		188		146	335
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	188	48,743	134	49,066
平成28年3月31日残高	67,176	79,127	301,411	△3,949	443,765

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成27年4月1日残高	44,438	7,592	9,316	61,347	252	25,560	481,859
当期変動額							
剰余金の配当							△18,425
親会社株主に帰属する当期純利益							67,169
自己株式の取得							△12
自己株式の処分							335
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,789	△26,226	△19,519	△56,535	223	△1,054	△57,366
当期変動額合計	△10,789	△26,226	△19,519	△56,535	223	△1,054	△8,299
平成28年3月31日残高	33,649	△18,633	△10,202	4,812	476	24,505	473,560

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

連結キャッシュ・フロー計算書 <ご参考>

(単位：百万円)

	平成28年3月期 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)	平成27年3月期 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	105,273	67,709
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 44,422	△ 46,335
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 65,514	△ 8,304
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 4,195	2,364
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 8,858	15,434
現金及び現金同等物の期首残高	184,374	168,940
現金及び現金同等物の期末残高	175,515	184,374

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

	平成28年3月期 (平成28年3月31日)	(ご参考) 平成27年3月期 (平成27年3月31日)
(資産の部)		
流動資産	286,093	318,756
現金及び預金	12,903	15,220
受取手形	6,703	6,910
電子記録債権	12,558	5,886
売掛金	73,927	89,375
有価証券	88,589	106,081
製品	18,939	19,346
仕掛品	10,673	11,030
原材料及び貯蔵品	2,339	2,163
未収入金	39,830	45,761
繰延税金資産	4,234	4,351
その他の流動資産	15,394	12,628
固定資産	438,441	443,464
有形固定資産	78,951	73,112
建物	23,534	23,126
構築物	1,110	1,174
機械装置	29,342	27,568
車両運搬具	63	42
工具、器具及び備品	2,256	1,974
土地	15,466	15,466
リース資産	710	575
建設仮勘定	6,466	3,182
無形固定資産	10,061	9,085
借地権	930	930
その他の無形固定資産	9,131	8,154
投資その他の資産	349,427	361,266
投資有価証券	61,697	78,997
関係会社株式	198,757	198,757
関係会社出資金	35,626	35,626
長期貸付金	2,508	4,131
長期前払費用	386	224
前払年金費用	46,766	39,838
その他の投資その他の資産	3,942	3,948
貸倒引当金	△258	△258
資産合計	724,535	762,221

	平成28年3月期 (平成28年3月31日)	(ご参考) 平成27年3月期 (平成27年3月31日)
(負債の部)		
流動負債	266,629	273,657
支払手形	3,548	2,968
電子記録債務	25,865	28,402
買掛金	81,255	84,558
短期借入金	108,901	127,150
社債	20,000	—
リース債務	206	143
未払金	9,478	12,020
未払費用	15,870	15,997
未払法人税等	294	1,186
預り金	1,203	1,204
その他の流動負債	5	25
固定負債	182,896	209,931
社債	40,000	60,000
長期借入金	120,000	124,500
リース債務	546	455
繰延税金負債	16,893	21,198
役員退職慰労引当金	1,762	1,674
環境対策引当金	1,718	147
その他の固定負債	1,975	1,955
負債合計	449,526	483,589
(純資産の部)		
株主資本	246,341	241,090
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,974	78,785
資本準備金	77,923	77,923
その他資本剰余金	1,050	862
利益剰余金	103,875	98,954
利益準備金	10,292	10,292
その他利益剰余金	93,582	88,661
事業研究費積立金	—	1,627
固定資産圧縮積立金	4,236	4,267
別途積立金	66,766	51,766
繰越利益剰余金	22,580	31,000
自己株式	△3,685	△3,826
評価・換算差額等	28,191	37,288
その他有価証券評価差額金	28,191	37,288
新株予約権	476	252
純資産合計	275,009	278,631
負債及び純資産合計	724,535	762,221

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

	平成28年3月期 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)		平成27年3月期（ご参考） (平成26年4月1日～平成27年3月31日)	
	金 額	対売上高比率 %	金 額	対売上高比率 %
売上高	443,637	100.0	464,780	100.0
売上原価	371,620	83.8	381,588	82.1
売上総利益	72,017	16.2	83,192	17.9
販売費及び一般管理費	62,739	14.1	61,690	13.3
営業利益	9,277	2.1	21,502	4.6
営業外収益	19,875	4.5	26,511	5.7
受取利息及び配当金	18,923		24,649	
雑益	951		1,862	
営業外費用	5,590	1.3	9,447	2.0
支払利息	2,898		3,194	
雑損	2,692		6,253	
経常利益	23,562	5.3	38,566	8.3
特別利益	2,658	0.6	－	－
関係会社株式売却益	2,000		－	
投資有価証券売却益	658		－	
特別損失	1,571	0.4	3,537	0.8
環境対策引当金繰入額	1,571		－	
独占禁止法関連損失	－		3,025	
関係会社株式評価損	－		511	
税引前当期純利益	24,649	5.6	35,028	7.5
法人税、住民税及び事業税	908	0.2	4,020	0.9
法人税等調整額	941	0.2	△1,528	△0.3
当期純利益	22,799	5.1	32,537	7.0

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						事業研究費 積立金	固定資産 圧縮積立金
平成27年4月1日残高	67,176	77,923	862	78,785	10,292	1,627	4,267
当期中の変動額							
剰余金の配当				－			
積立金の積立額				－			
積立金の取崩額				－		△1,627	△129
税率変更による増加額				－			97
当期純利益				－			
自己株式の取得				－			
自己株式の処分			188	188			
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）				－			
当期中の変動額合計	－	－	188	188	－	△1,627	△31
平成28年3月31日残高	67,176	77,923	1,050	78,974	10,292	－	4,236

	株 主 資 本					評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計						
	別途 積立金	繰越利益 剰余金							
平成27年4月1日残高	51,766	31,000	98,954	△3,826	241,090	37,288	37,288	252	278,631
当期中の変動額									
剰余金の配当		△17,877	△17,877		△17,877		－		△17,877
積立金の積立額	15,000	△15,000	－		－		－		－
積立金の取崩額		1,756	－		－		－		－
税率変更による増加額		△97	－		－		－		－
当期純利益		22,799	22,799		22,799		－		22,799
自己株式の取得			－	△5	△5		－		△5
自己株式の処分			－	146	335		－		335
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）			－		－	△9,096	△9,096	223	△8,873
当期中の変動額合計	15,000	△8,420	4,921	141	5,251	△9,096	△9,096	223	△3,622
平成28年3月31日残高	66,766	22,580	103,875	△3,685	246,341	28,191	28,191	476	275,009

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	勝彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中	修	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武藤	太一	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 勝彦	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪 中 修	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 藤 太 一	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第155期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担及び当期の監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の状況等の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針については相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

日本精工株式会社 監査委員会

監 査 委 員 古 川 康 信 ㊞

監 査 委 員 田 井 一 郎 ㊞

常 勤 監 査 委 員 市 川 達 夫 ㊞

(注) 監査委員古川康信及び田井一郎は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月
- 配当の基準日 期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
- 1単元の株式の数 100株
- 株主名簿管理人 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

	証券会社に口座をお持ちの場合	証券会社に口座をお持ちでない場合 (特別口座へ記録されている場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせ先		みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ご照会専用フリーダイヤル 0120-288-324
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所 [未払配当金のお支払いのみ] 株式会社みずほ銀行 全国本支店
ご注意	下記記載	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

(注) 株式が証券会社の口座の場合、未払配当金のお支払い及び支払明細のご発行は、上記右欄の郵便物送付先・お問い合わせ先・お取扱店へお問い合わせください。

- 公告掲載 電子公告により行います。<http://www.jp.nsk.com/>
但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。

メモ

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

株主の皆様へのお知らせ

配当金の口座振込をご存知ですか？

郵便局の窓口でのお受け取りの場合

- ◎ 受け取り忘れのリスクがあります。
- ◎ 郵便局に出向く手間がかかります。



口座振込のお手続きを済まされますと…

ご指定の口座に振り込まれるため、
確実に受け取りいただけます。

● お手続きに関するご質問

- 1 証券会社に口座をお持ちの場合、**お取引の証券会社** へ
- 2 証券会社に口座をお持ちでない場合、**みずほ信託銀行(株)**※へ お問い合わせください。
(特別口座へ記録されている場合)

※みずほ信託銀行(株)証券代行部 フリーダイヤル 0120-288-324



日本精工株式会社
ホームページアドレス
✂ <http://www.jp.nsk.com/>

